

一斉改選に伴う民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 7 年 12 月 1 日を委嘱日として、民生委員・児童委員及び主任児童委員の任期満了に伴う一斉改選を行います。

令和 7 年 2 月の市連会定例会にてご報告させていただきました民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策についても、順次、取組みを進めてまいりますので、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただきますよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会（今回から再任委員のみの場合は省略可）を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

<手続きの流れ>

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5人から10人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
開催時期	6月から8月にかけて、各地区で開催をお願いします。 ※具体的な推薦手続については、5～6月に各区福祉保健課から自治会町内会長、地区連合町内会長あてご案内いたします。	
書類の提出	候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区福祉保健課にご提出ください。	
委嘱日	令和 7（2025）年 12 月 1 日	

4 推薦準備会開催にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 地区で推薦準備会※を開催し、協議のうえ候補者を推薦してください。

【負担軽減・活動支援策】

※令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、（連合）地区推薦準備会の設置を省略可能とします。なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。

- (2) 候補者の選考にあたっては、資格要件（適任者、年齢要件、居住要件（資料4参照））をご確認ください。

【年齢要件の特例について】

※民生委員については、令和7年12月の一斉改選より、候補者の選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として、75歳以上の方とすることができます。（条件あり）

【条件】 下記3つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。

- ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない
- ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある
- ③地区民児協の代表（会長）の同意がある

※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める

- (3) 新たな候補者には、民生委員・児童委員及び主任児童委員業務について、十分な御説明をお願いします。

- (4) 推薦準備会推薦人の選出について、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表※の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等について、他の推薦人に御説明いただくことや、推薦準備会における疑義等へ御対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の出席を必須としています。

5 チラシのご活用について（資料6）【負担軽減・活動支援策】

民生委員・児童委員をご紹介するチラシ「やってみませんか？民生委員・児童委員」を令和7年1月に作成しました。候補者をお探しいただく際などにご活用ください。

6 バトンタッチサポーター（仮称）について（資料7）【負担軽減・活動支援策】

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、希望する地区にバトンタッチサポーター（仮称）制度を導入します。

7 添付資料

- (1) 令和7年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程（資料1）
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の受付図（資料2）
- (3) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動（資料3）
- (4) 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（資料4）
- (5) 令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数 一覧（資料5）
- (6) 「やってみませんか？民生委員・児童委員」チラシ（資料6）
- (7) バトンタッチサポーター（仮称）制度について（資料7）

担当：健康福祉局地域支援課 阿部、下山

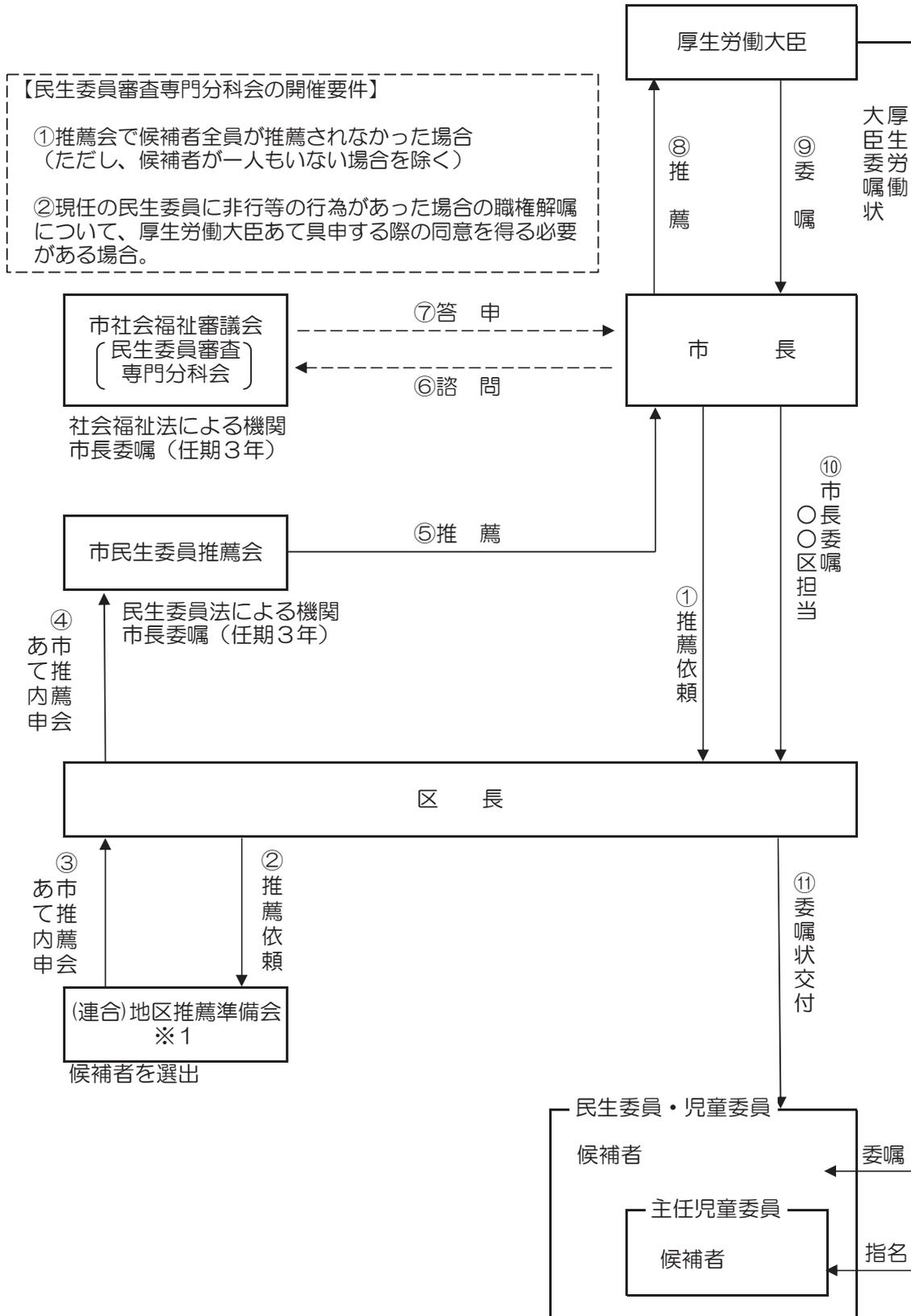
TEL：671-4046、FAX：664-3622

Email：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

令和7（2025）年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和7（2025）年12月1日付け委嘱者
		①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選 任期・・・令和7（2025）年12月1日から 令和10（2028）年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	
3月	上旬 中旬 下旬	
4月	上旬 中旬 下旬	
5月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催
8月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬 中旬 下旬	
10月	上旬 中旬 下旬	市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬	令和7(2025)年12月1日付け委嘱

民生委員・児童委員、主任児童委員推薦〔委嘱〕の手続図



※1 全ての候補者が現在の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等（地区連合自治会町内会等）の代表及び地区民児協の代表が、現在の民生委員（主任児童委員）を候補者として再び推薦することに同意している場合は、（連合）地区推薦準備会の設置を省略することができます。なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置は省略できません。

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について**【活動費の支給】****年間 70,200 円**

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】**年間<区ごとに記載>円（令和7年度の場合）**

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>18 歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 </div>	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和 7 (2025) 年 4 月 1 日		
③居住要件	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">原則、担当地域内に居住する方</div>	
2. 任期	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">3 年 令和 10 年 (2028) 年 1 月 30 日まで</div>	

<p>3. 推薦主体</p> <p>①設置の単位</p> <p>②構成</p> <p>③構成員 (推薦人)</p>	<p>地区推薦準備会</p> <p>主に自治会町内会を単位とします。</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 <u>※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。</u></p>	<p>連合地区推薦準備会</p> <p>主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)</p> <p>推薦人5～10人</p> <p>地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 <u>※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。</u></p>
<p>民生委員・児童委員、主任児童委員共通</p>		
<p>4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催</p>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>令和7年12月の一斉改選より、全ての候補者が現任の民生委員（主任児童委員）で、自治会町内会等の代表（地区連合自治会町内会等）及び地区民児協の代表が、現任の民生委員（主任児童委員）を候補者として推薦することに同意する場合は、地区推薦準備会の設置を省略できることとしています。 なお、民生委員については、候補者が年齢要件の特例に該当する場合は、地区推薦準備会の設置が必要となりますので、ご注意ください。</p> </div> <p>開催までの準備</p> <p>地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。 取扱いには十分注意してください。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 推薦人の人選 推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。 ・ 開催の案内 推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。 	

開 催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・ 適任者の要件を満たしているか。
- ・ 留意事項を確認しているか。
- ・ 年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・ 個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

「会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。」

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和6年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
	4,214	886	3,027	3,913	530	22	469	491	4,744	908	3,496	4,404
鶴見区	305	83	218	301	34	7	27	34	339	90	245	335
神奈川区	282	48	209	257	36	1	33	34	318	49	242	291
西区	124	26	86	112	12	2	10	12	136	28	96	124
中区	169	32	125	157	26	2	20	22	195	34	145	179
南区	247	64	163	227	33	0	32	32	280	64	195	259
港南区	261	42	201	243	30	1	27	28	291	43	228	271
保土ヶ谷区	253	43	187	230	46	1	43	44	299	44	230	274
旭区	293	47	212	259	40	2	30	32	333	49	242	291
磯子区	217	42	153	195	20	1	14	15	237	43	167	210
金沢区	249	36	180	216	32	0	29	29	281	36	209	245
港北区	375	85	269	354	46	1	45	46	421	86	314	400
緑区	204	38	160	198	23	0	21	21	227	38	181	219
青葉区	298	45	238	283	32	0	30	30	330	45	268	313
都筑区	168	48	107	155	20	3	15	18	188	51	122	173
戸塚区	305	73	220	293	38	0	35	35	343	73	255	328
栄区	149	39	101	140	14	0	14	14	163	39	115	154
泉区	168	55	102	157	24	1	21	22	192	56	123	179
瀬谷区	147	40	96	136	24	0	23	23	171	40	119	159

* 定数は令和6年12月1日現在

\やってみませんか？/ 民生委員・児童委員

あなただからできる

あなたならできる

地域の行事に出ている
仲間と一緒に活動することに楽しさを感じる
よく人から相談を受ける
人の話を聞くのが好き
ボランティアに興味がある
自治会役員やPTAの経験がある
会社を退いたので地域と関わりたい
人の役に立ってみたい

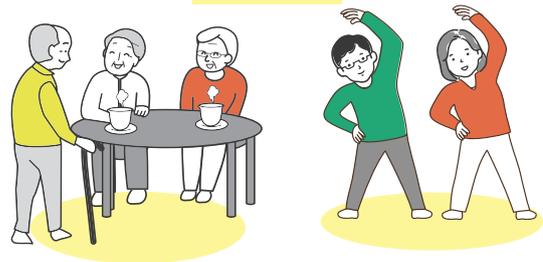
横浜市では、約4,400人の民生委員*が地域を支えています
*主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた



福祉の仕組みに
詳しくなれた



人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた



仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例

○×さんの最近の様子を地域ケアプラザに連絡 (20分)

前月の活動報告を記入し、地区会長へ提出 (1時間)

○○のふれあいサロンは、私用があるので地区の仲間にお任せして欠席

地区の定例会に参加。あわせて子育てサロン代表から最近の子育て事情を聞く (2時間)

来月の福祉まつりの準備会に参加。地区の仲間と一緒に当日の展示物をつくる (1時間)

見守りのため、町内のひとり暮らし高齢者を2件訪問 (1時間)

Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいのですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。報酬はありませんが、交通費等として通常年額 70,200 円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら...

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 区役所福祉保健課 (TEL 045-) へご相談ください。

令和7年1月発行

バトンタッチサポーター（仮称）制度について

令和7年の一斉改選に向けて、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整え、不安感から委員就任を悩んでいる方の後押しにつながるよう、一定期間（12月～3月）、新任委員が行う相談支援や活動に、前任者が同行して、経験やノウハウを引継ぐなど、新任委員をしっかりとサポートする仕組みを試行的に導入します。

	説 明
目的	退任した民生委員・児童委員および主任児童委員が一定期間「サポーター」として活動の助言等を行うことにより、経験やノウハウを新任の民生委員等に引き継ぐことで、新任委員が安心して活動をスタートできる環境を整える。（希望地区）
対象者	直近の一斉改選で退任される民生委員および主任児童委員（以下「民生委員等」という） （欠員地区だった場合、直近で退任された方や欠員地区をカバーされていた近隣地区の委員（退任者）や地区民生委員児童委員協議会会長（退任者）が、バトンタッチサポーターとなることも可能。前任者がサポーターを担うことが困難な場合、地区民児協代表了承のもと、前々任等の元職の方がサポーターとなることも可。）
活動内容	①現任の民生委員等が受けた相談に対する <u>助言</u> ②担当地域の児童や高齢者等への訪問の <u>同行（引継ぎ）</u> ③関係機関との <u>引継ぎ</u> ④地区民生委員児童委員協議会（以下地区民児協）の運営等に対する <u>サポート</u> ⑤その他、区民生委員児童委員協議会事務局と相談・調整のうえ、認められた活動
期間	一斉改選年の12月1日から翌年3月31日までの4か月間
位置づけ	健康福祉局長の依頼に基づくボランティア。（活動にあたり、「協力依頼書」と「バトンタッチサポーター証」（携帯用、氏名・公印入）をお渡しします。）
配置基準	退任委員と新任委員の双方の意向が一致し、地区民児協の代表、区民児協の代表の承諾がある場合に、配置が可能。

※今回の取組実施後は、次期改選時（令和10年度）に向けた振り返り等を行うことで、より良い活動支援策へとつなげていきます。

よこはまテレビ・プッシュについて【掲示依頼】

1 事業の趣旨

横浜市では昨年度からテレビを使った情報伝達サービスに対して補助金を交付する事業を開始し、今年度も継続して補助を実施します。

つきましては、町内会掲示板にチラシをご掲出いただき、災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方へ、補助制度が周知されるよう情報提供をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」 かつ 「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話） 03-6670-2114（受付時間 9:30～18:00 土日祝 除く）

（メール） info@itscom.jp



総務局緊急対策課

担当 中尾、山口

電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677

メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.lg.jp

災害情報を テレビに お知らせ

横浜市からお知らせ

災害情報の取得に
不安を感じている方のために
よこはまテレビ・プッシュ

テレビが自動でオン!



電源オフ

緊急



よこはまテレビ・プッシュを設置すると...

- ・ ご自宅のテレビで災害時の緊急情報を受け取れます。
- ・ 緊急情報(緊急地震速報など)が発表されると、テレビの電源を自動で起動してお知らせします。
- ・ その他、降雨アラームや電車運行情報などの日頃の生活に役立つ情報も配信します。

横浜市が**初期費用28,600円(税込)**を**全額補助!**
月額**550円(税込)**で利用できます!

よこはまテレビ・プッシュの補助金について

事業目的 緊急地震速報などの情報が即時かつ的確に届き、迅速な避難行動がとれるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象者 横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容 初期費用28,600円(税込)(専用端末代、設置設定費)を横浜市が全額補助
※補助上限に達し次第終了

※ よこはまテレビ・プッシュはイツツ・コミュニケーションズ株式会社のサービスです。

※ 初期費用とは別に、**毎月550円(税込)**の利用料がかかります。

※ よこはまテレビ・プッシュのご利用には、インターネット環境が必要です。



お申込み・お問い合わせ:
イツツ・コミュニケーションズ株式会社

事業に対するお問い合わせ:
横浜市総務局緊急対策課

☎ 03-6670-2114 (9:30-18:00 土日祝 除く)

☎ 045-671-2143 (9:00-17:00 土日祝 除く)

家具転倒防止対策助成事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

自力で家具転倒防止器具を取り付けることが困難な高齢者や障害者等のみで構成される世帯に対し、家具転倒防止器具の取付代行を令和7年6月1日より受付を開始します。

例年の取付代行に加え、令和7年度から、家具転倒防止器具購入費の補助を導入します。地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代も全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【申請要件】高齢者・障害者等のみで構成される世帯

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【申込方法】郵送、FAX、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

株式会社アイリスプラザユニディ狛江店（横浜市家具転倒防止対策助成事業委託事業者）

TEL：03-5438-5511

FAX：03-5438-5515

総務局地域防災課
担当 海野、寒河江
電話 045-671-3456 /FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp

家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

1 取付けを
支援します!



2 今年度からは
器具代を補助します!



横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの**高齢者・障害者等のみで構成される世帯**のみなさんは**補助**があります!
器具代を**重点対策地域**は**全額補助!** **それ以外の地域**は**一部補助**します!

神奈川県、西区、中区、南区、磯子区の一部

Step 1

申請の要件を
満たしているか確認
※詳細は3ページ参照

Step 2

器具を取り付けたい
家具を検討しよう

Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!
(郵送・FAX でのお申し込みも可能です)



必ず折り線に沿って
折り込みをして下さい。

↓ 折り線 ①

2018790



株式会社アイリスプラザ
取付事業部
横浜市長官邸転倒防止対策助成事業

〒220-0201 横浜市磯子区泉本町4-6-3

↑ 折り線 ③

↓ 折り線 ④

↑ 折り線 ②

最後にセロテープでシジミをしっかりと止めてください。

申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日(必着)

※予算に達し次第、早期に終了となります。
申請はお早めに

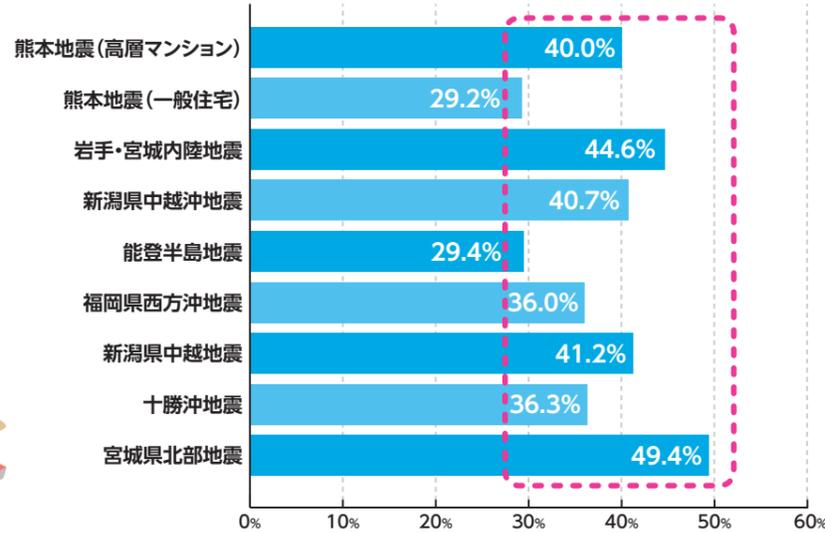
なぜ家具転倒防止器具が必要？

Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30～50%は家具転倒によるものです。



家具類の転倒・落下・移動による被害

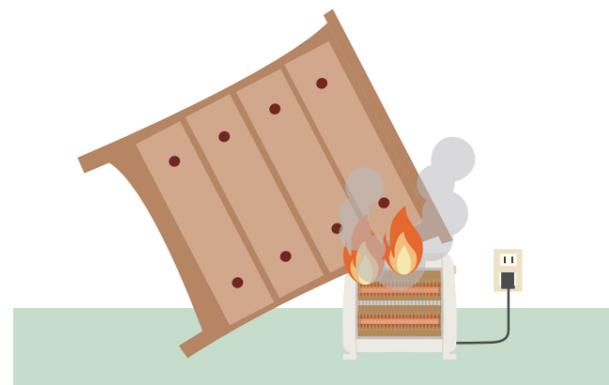


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう！

(出典：国立研究開発法人 防災科学技術研究所)



横浜市 の制度 家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

家具転倒防止器具の取付け代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します！

申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域** の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を **全額補助** します

対象商品 家具転倒防止器具 (4ページの器具)

対象 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を全額補助します
※予算に達し次第終了

1世帯
家具
2つまで

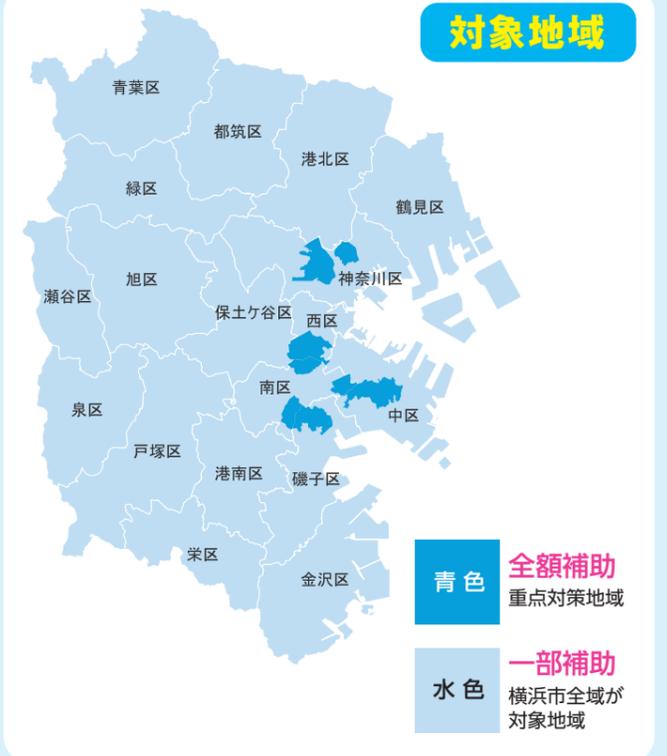
申請要件を満たされた方のうち **重点対策地域以外** の世帯の方は器具代金を **一部補助** します

対象商品 家具転倒防止器具 (4ページの器具)

対象 横浜市内にお住まいの世帯の方

申請者負担額 横浜市が器具代金を一部補助します
※予算に達し次第終了
4ページにてご確認ください

1世帯
家具
2つまで



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

<p>● 神奈川区</p> <ul style="list-style-type: none"> 旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目 <p>● 西区</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町 <p>● 中区</p> <ul style="list-style-type: none"> 赤門町1丁目 上野町1丁目 上野町2丁目 上野町3丁目 大芝台 大平町 柏葉 北方町1丁目 北方町2丁目 鷺山 竹之丸 立野 千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 箕沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 <p>● 南区</p> <ul style="list-style-type: none"> 大岡1丁目 大岡2丁目 大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目 <p>● 磯子区</p> <ul style="list-style-type: none"> 磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目
---	--	---	---	--	---

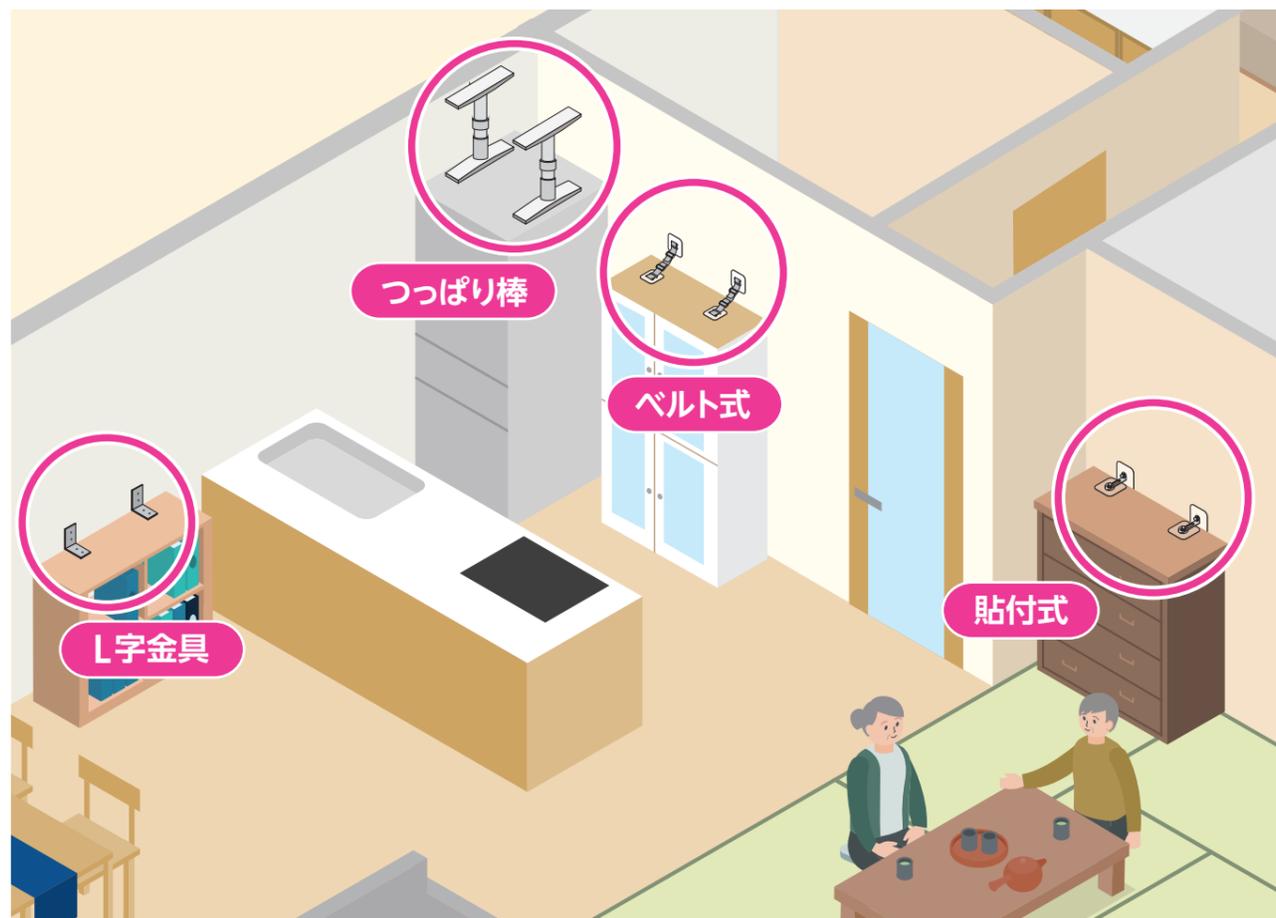
Step 1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、
右記のア～カの
いずれかであること

- ア** 65歳以上
- イ** 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ** 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ** 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ** 中学生以下
「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度対象となりません。

Step 2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は**2つ**までとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jjshin/sonae/kaguten.html>



注意 点

取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 <small>※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。</small>	取付けの留意事項
つっぱり棒		重点対策地域の方 無償	家具と天井の隙間に取り付けるタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域以外の方 小: 850 円(税込)/個(セット) 中: 935 円(税込)/個(セット) 大: 1,045 円(税込)/個(セット)	
L型金具		重点対策地域の方 無償	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 770 円(税込)/個(セット)	
ベルト式		重点対策地域の方 無償	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		重点対策地域以外の方 880 円(税込)/個(セット)	
貼付式		重点対策地域の方 無償	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。
		重点対策地域以外の方 1,320 円(税込)/個(セット)	

Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- 郵送：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- FAX：03-5438-5515 へ送信

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

取付けまでの流れ ● 混雑状況により申込から取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



- 利用決定後、取付訪問日を調整します。
- 申請書に記載された連絡先に、株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店の担当者が連絡いたします。

取付訪問

- 調整した日時に取付員が訪問します。
- 器具は訪問日に取付員が持参し、相談のうえ決定します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。(重点対策地域の方は無償です。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。



注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

相談・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3
TEL：03-5438-5511 FAX：03-5438-5515 受付時間：平日 10時～17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



家具転倒防止器具取付申請書

（申請先）横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	_____人（下記項目のうち、該当するもの <u>全て</u> に☑をつけてください） 同居者全員がいずれかに該当しています。 <input type="checkbox"/> 65 歳以上 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている <input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている <input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている <input type="checkbox"/> 中学生以下
住所	重点対策地域にお住まいの方は☑ ⇒ ☐ 〒 _____ 横浜市
電話番号	
家屋状況	持家 ・ 借家 （どちらかに○をつけてください）

【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。（後日、電話で日時調整します。）
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。

切り取り線

感震ブレーカー等設置推進事業のご案内【周知依頼】

1 事業の趣旨

大地震時の通電火災対策として、揺れを感知すると自動的に電気の供給を遮断する「感震ブレーカー（簡易型）」の補助制度が、令和7年6月1日より受付を開始します。

地震火災対策として延焼火災の危険性が高い重点対策地域では器具代が全額補助、それ以外の地域に対しては1/2、上限2,000円補助します。また、取付支援を全市へ拡大します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 補助制度の概要

【申請期間】令和7年6月1日～令和8年1月31日

【申請対象】各世帯ごと

【器具代補助額】重点対策地域全額補助、その他地域一部補助

【取付支援】市内全域（高齢者・障害者等のみで構成される世帯）

【申込方法】郵送、FAX、E-mail、電子申請

※詳細は別紙チラシのとおり

※別紙チラシは、区役所、地域ケアプラザ、地区センター等で配架します。

4 お問い合わせ先・申込先

船山株式会社（横浜市感震ブレーカー等設置推進事業委託事業者）

TEL：0120-993-918

FAX：0258-25-2782

メール：info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

総務局地域防災課
担当 海野、山羽
電話 045-671-3456 / FAX 045-641-1677
メール so-chiikibousai@city.yokohama.lg.jp



感震ブレーカーの設置で 地震による火災を防ぎましょう



横浜市 設置サポート

横浜市のみなさんは**補助**があります！
 重点対策地域は**全額補助**！それ以外の地域は**一部補助**します！

神奈川県 神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

- Step 1** 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認
3ページでご確認！
- Step 2** 感震ブレーカーを選ぶ
- Step 3** 電子申請で申し込み 5分で完了！
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)



申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日

※予算に達し次第、早期に終了となります。申請はお早めに！

↓ 折り線①

9408790



2026年4月30日まで (切手不要)

新潟県長岡市稲保4-720-6
 横浜市感震ブレーカー等設置推進事業
 受託事業者
 船山株式会社 行

必ず折り線に沿って
 折り込みをしして下さい。

← 折り線③

→ 折り線④

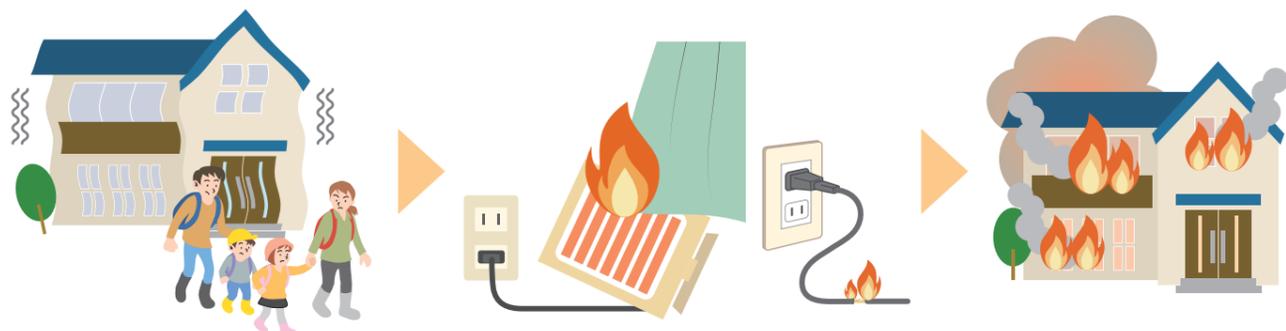
↑ 折り線②

最後にセロテープでここをしっかりと止めてください。

なぜ感震ブレーカーが必要？

通電火災とは

- 停電から電気が復旧することによって発生する火災
- 電気ストーブ、アイロン等の電源が入ったまま再通電したことにより、接していた可燃物から出火
- 電気配線が損傷した状態で通電し、火花が発生し出火



⚠ 地震発生 停電・避難

⚠ 電気の復旧 出火

⚠ 火災発生

Point

大地震の際、横浜市では火災による大きな被害が想定されています。*

焼失棟数 **77,700 棟**

*横浜市地震被害想定調査報告書(平成24年10月)より。元禄型関東地震、冬場の18時に発生と想定。

Point

地震火災の6割以上は「電気」が原因*です。



*出火原因が確認されたもの。「大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会」報告書より。

そこで

地震火災の発生を抑えるために、「感震ブレーカー」を設置し、大切な命と住まいを守りましょう。

「感震ブレーカー」は地震の大きな揺れを感じて電気を自動で遮断する機器で、地震の際の電気火災の発生を抑制する効果があります。

*一般的なアンペア・ブレーカーや漏電遮断機とは異なります。

横浜市の制度を Check!

Check!

横浜市の制度

ご自宅に感震ブレーカーがついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

全額補助

重点対策地域の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を全額補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 横浜市が器具代金をすべて負担します。

一部補助

重点対策地域以外の世帯の方は感震ブレーカーの器具代を一部補助します

- 対象商品 感震ブレーカー（3～4ページの器具）
- 申請要件 横浜市内にお住まいの世帯の方
- 申請者負担額 3～4ページにてご確認ください。
*横浜市が、器具代金の一部を補助した後の金額となります。

取付代行

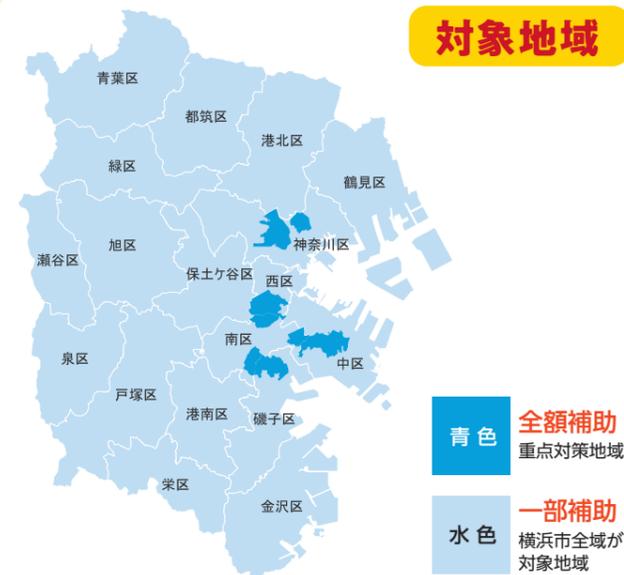
下記の要件を満たす世帯の方のみです。

- 申請要件 同居者全員が、下記のア～カのいずれかであること
- ア. 65歳以上
- イ. 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ. 愛の手帳（療育手帳）の交付を受けている
- エ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ. 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ. 中学生以下

*「中学を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限りこの制度の対象となりません。

補助件数 1,000件（先着順）

対象地域



重点対策地域とは？

横浜市では、特に建物が密集しており延焼火災の危険性が高い地域を『重点対策地域』として定め、地震火災対策を重点的に行っています。

重点対策地域一覧

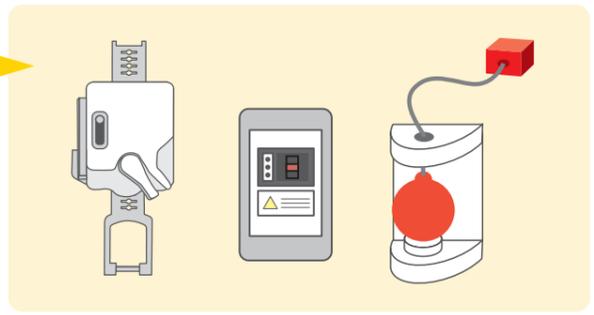
<ul style="list-style-type: none"> ● 神奈川区 旭ヶ丘 浦島丘 神大寺1丁目 神大寺4丁目 栗田谷 斎藤分町 白幡上町 白幡仲町 白幡西町 白幡東町 白幡南町 白幡向町 中丸 西大口 西神奈川3丁目 二本榎 白楽 平川町 広台太田町 松本町1丁目 松本町2丁目 松本町3丁目 松本町4丁目 三ツ沢上町 三ツ沢下町 三ツ沢中町 六角橋2丁目 六角橋3丁目 六角橋4丁目 六角橋5丁目 六角橋6丁目 	<ul style="list-style-type: none"> ● 西区 赤門町2丁目 伊勢町1丁目 伊勢町2丁目 伊勢町3丁目 老松町 霞ヶ丘 久保町 境之谷 中央1丁目 中央2丁目 西戸部町1丁目 西戸部町2丁目 西戸部町3丁目 西前町2丁目 西前町3丁目 浜松町 東久保町 藤棚町1丁目 藤棚町2丁目 元久保町 	<ul style="list-style-type: none"> 千代崎町1丁目 千代崎町2丁目 千代崎町3丁目 千代崎町4丁目 寺久保 西竹之丸 西之谷町 初音町1丁目 初音町2丁目 初音町3丁目 英町 本郷町1丁目 本郷町2丁目 本郷町3丁目 本牧荒井 本牧町1丁目 本牧町2丁目 本牧満坂 本牧緑ヶ丘 養沢 麦田町2丁目 麦田町3丁目 麦田町4丁目 矢口台 山手町 大和町1丁目 大和町2丁目 山元町1丁目 山元町2丁目 山元町3丁目 山元町4丁目 	<ul style="list-style-type: none"> 大岡3丁目 庚台 唐沢 山谷 清水ヶ丘 中村町1丁目 中村町2丁目 中村町3丁目 西中町4丁目 八幡町 伏見町 平楽 南太田1丁目 三春台 若宮町1丁目 若宮町2丁目 若宮町3丁目 若宮町4丁目
			<ul style="list-style-type: none"> ● 磯子区 磯子8丁目 岡村1丁目 岡村2丁目 岡村3丁目 岡村4丁目 岡村5丁目 岡村6丁目 滝頭1丁目 滝頭2丁目 滝頭3丁目 中浜町 久木町 広地町 丸山2丁目
		<ul style="list-style-type: none"> ● 南区 大岡1丁目 大岡2丁目 	

Step 1 自宅に「感震ブレーカー」がついているか確認 してみましょう

分電盤の近くにこのような器具はついていますか？

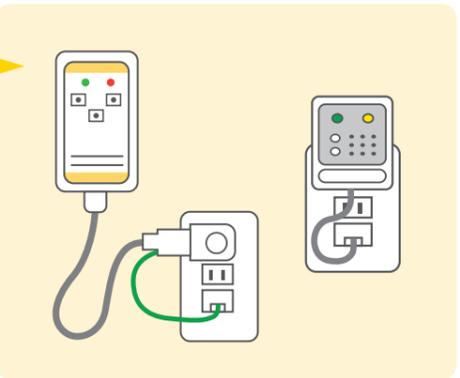


分電盤



※上記のような外付け器具ではなく、分電盤自体に感震ブレーカーの機能が内蔵されているものもあります。

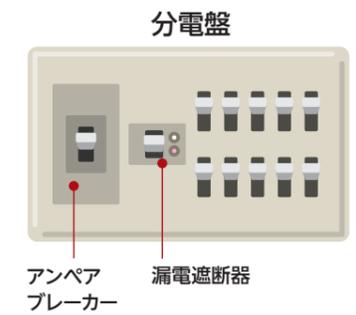
コンセントの近くにこのような器具はついていますか？



Check Point!

器具選びの注意点

ご自宅の分電盤周りやコンセントなどの状況によって、設置可能な感震ブレーカー（簡易タイプ）は異なります。



- 分電盤にブレーカースイッチが完全に見えなくなるふたがあるかどうか？
- ブレーカースイッチの周辺にスペースがあるかどうか？
- 漏電遮断器が付いているかどうか？
- コンセントにアース端子があるかどうか？

Step 2 感震ブレーカーを選ぶ

感震ブレーカーを選ぶのにお困りの方は、ぜひお気軽にご相談ください！

コールセンター：0120-993-918
メール：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

種類	バネ式		おもり玉式	コンセント差込式
製品名	ヤモリ	ヤモリ・デ・セット	スイッチ断ボール皿	Ki感震センサー(アース線タイプ、3端子タイプを選択)
写真	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼ 	 製品の詳細はこちら▼
正面からの寸法(mm)	縦 145× 横 66× 奥行 55	メーカーのホームページでご確認ください。	縦 58× 横 34× 奥行 28	縦 111× 横 30× 奥行 45
メーカー名(問合せ先)	(株)リンテック 21 TEL：03-5798-7801		(株)エヌ・アイ・ピー TEL：03-3823-6220	ケー・アイ技術(株) TEL：0598-20-8858
重点対策地域	無償		無償	無償
重点対策地域以外	申請者負担額 1,800円 (送料・税込)	申請者負担額 2,700円 (送料・税込)	申請者負担額 1,700円 (送料・税込)	申請者負担額 3,900円 (送料・税込)
スイッチの遮断方法	バネの力でブレーカーを遮断		地震の揺れによりおもり玉が落ち、おもり玉の重さで遮断	感震センサーにより、疑似漏洩が起きて漏電遮断器が遮断
取付け方	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。器具在中の両面テープで、分電盤に貼り付ける。	器具付属のバンドをスイッチに引っかけて固定する。本体を器具在中の両面テープで、分電盤の外に貼り付ける。	水平器を見ながら位置を調整し、おもり玉を支える台座を分電盤に貼り付ける。おもり玉が付いたひもにキャップを結び、スイッチにかぶせる。	器具本体が地面と垂直になるように壁止めを行い、アース線を接続しコンセントに差し込む。または3端子コンセントに差し込む。
遮断までの時間	いずれも、揺れを感知した直後		揺れを感知した直後	揺れを感知してから3分後
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤の場合ふたを完全に閉められない(ふたを開けたままであれば取付けできる)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ 付属バンドで位置を調整 ・ ふた付きの分電盤に対応(コード部分の隙間が必要である) ・ 壁が漆喰壁、砂壁、木製、壁の状態が悪く押すと凹む場合は取付不可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分電盤の下におもり玉が落ちるための空スペースがあること ・ 本体を地面と垂直に設置 ・ ふた付きの分電盤に対応(ひも部分の隙間は空けておく必要がある) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏電遮断器付分電盤の場合のみに作動 ・ 壁付けするためのスペースが必要 ・ 壁へのネジ止めが必要 ・ アース線との接続または3端子コンセントに差込みが必要 ・ アース線タイプ、3端子タイプのどちらかを申請時に選択 ・ 100Vのコンセントに差込み ・ 適応主幹ブレーカー定格感度電流 30mA以下

制度詳細については、横浜市 HP もご利用ください 「横浜市感震ブレーカー HP」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kanshin.html>



Step 3 申し込み

申込方法

郵送・FAX・E-mail 申込の場合

本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し船山株式会社へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：0258-25-2782 へ送信
- **E-mail**：yokohama-kanshin@funayama.co.jp

電子申請の場合

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。



▲電子申請二次元コード

申込後の流れ ● 混雑状況により申込から配送・取付けまでにお時間がかかる場合があります。

申込

- 申込方法は上段をご確認ください。
- 申込内容を基に、横浜市が利用可否を決定します。



配送の場合

- 利用決定後、利用決定通知及びご希望の感震ブレーカーをお届けします。
- 代引きによる配送をします。配達員に器具の代金をお支払い下さい。(重点対策地域の方は無償です。)
- 届いた器具をご自身で取付けしてください。
※**配送後に器具の返品や返金はできません。**



取付代行の場合

- 申請書の取付希望日に訪問します。
- 希望日時での対応が難しい場合、申請書に記載された連絡先に担当者がご連絡します。

取付訪問

- 取付時間は約30分を予定しています。取付当日は立ち合いをお願いします。
- 器具は訪問日に取付員が持参します。
- 取付員に器具の代金を直接お支払いください。お支払いは現金のみとなります。(重点対策地域の方は無償です。)



注意事項

- 配送後、感震ブレーカーの返品や返金はできません。また、配送された感震ブレーカーの流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、感震ブレーカーに関する補助や助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 生命の維持に直結するような医療用機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備えてください。
- 取付け後の感震ブレーカーの維持、管理は自己責任でお願いします。
- 賃貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談のうえ、感震ブレーカーを設置してください。

お問い合わせ先・申込先 ● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

船山株式会社 〒940-8577 新潟県長岡市稲保 4-720-6

コールセンター：0120-993-918 FAX：0258-25-2782 E-mail：Info-yokohama-kanshin@funayama.co.jp

※機種選定にお困りの場合は、上記連絡先にお問い合わせください。

第1号様式(要綱第4条関係)

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業

利用申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市長

横浜市感震ブレーカー等設置推進事業に係る助成事業について、下記の同意事項に同意し、次のとおり申請します。

申請者	(フリガナ)		
住所	重点対策地域にお住まいの方は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/> チラシ2ページ目の表でご確認ください。		
	〒	横浜市	区
電話番号	日中、連絡が取れる番号をお書きください	FAX 番号	メールアドレス ※お持ちの方のみ

希望する助成制度 (必ず、申請する制度に✓を入れてください)

- 器具配送
- 器具 + 器具取付
(要件：同居者全員が65歳以上、身体障害者手帳・愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている、中学生以下のいずれかに該当すること)

希望する感震ブレーカー (いずれか1つ、希望する製品に✓を入れてください)

- ※重点対策地域の方は無償です。
- ヤモリ.....1,800円
- ヤモリ・デ・セット.....2,700円
- スイッチ断ボール.....1,700円
- Ki感震センサーアース線タイプ.....3,900円
- Ki感震センサー3端子線タイプ.....3,900円

取付希望日 (取付支援を選択の方)	投函日・送付日より30日後以降 月 日	取付希望時間帯	<input type="checkbox"/> 午前 9時～12時	・	<input type="checkbox"/> 午後 12時～18時
----------------------	------------------------	---------	---------------------------------------	---	--

3. 同意事項 (同意の上、「はい」に○を付けてください。) → はい

- ・当該制度の利用に伴う感震ブレーカーにかかる損害賠償、取付後に発生した地震や通電火災等の災害で負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者は、一切の責任を負わないことに同意します。
- ・配送後の感震ブレーカーの返品や返金、また、転売や流用はいたしません。
- ・横浜市で実施している感震ブレーカーの補助や助成事業を過去に利用していません。
- ・感震ブレーカーの取付時に、照明器具の消灯・電子機器や家具類が一時的に停電することに同意します。
- ・生命の維持に直結するような医療用機器等を設置していません(停電に備えたバッテリーを備えています)。
- ・原状回復義務の必要性等から、貸主等との相談や了承を得ています(賃貸にお住まいの方のみ)。
- ・当該制度を適正に履行できない場合は、器具を返還します。

「デジタルプラットフォーム」を活用した全区での市民意見募集【情報提供】

1 事業の趣旨

今後の施策や事業の参考にさせていただくため、「デジタルプラットフォーム」を活用して、お住まいの区に関する「こんなまちになったらいいな」「こんなことができたらいいな」といった自由なご意見・アイデアを募集します。

つきましては、会長様をはじめ、多くの方のご参加をお待ちしております。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 全区での市民意見募集の概要

(1) 募集期間 6月11日(水)10:00～7月10日(木)23:59

(2) ご意見・アイデアの投稿先

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/kocho/dp/dp.html>

※募集開始日時になりましたら、当ページからのアクセスが可能となります。



4 ご参加いただける方

市内にお住まいの方。

※意見投稿は、事前にユーザー登録をして、ログインすることが必要です。

※投稿できるのは、お住まいの区に関するご意見・アイデアです。

5 参考資料

チラシ

市民局区連絡調整課
担当 佐藤、折原、太田
電話 045-671-2088 /FAX 045-664-5295
メール sh-kuren@city.yokohama.lg.jp

市民局広聴相談課
担当 會田、澤川、黒木
電話 045-671-2335 /FAX 045-212-0911
メール sh-kochosodan@city.yokohama.lg.jp

「あなたのご意見・アイデアで」 お住まいの区をもっと良くしませんか?

お住まいの区について、「こんなまちになったらいいな」
「こんなことができたらいいな」というようなことを
デジタルプラットフォーム「Surfvote」にご投稿ください!
今後の施策や事業の参考にさせていただきます。

参加はこちらから **アクセス**

「Surfvote」では他の投稿者の意見を見て、ご自身の意見を考えることができます。



※ 意見投稿する際の注意事項 ※

意見投稿は、事前にユーザー登録をして、
ログインする必要があります。

サイト内の「利用規約」を確認・同意のうえで、
ご参加ください。

同様の意見募集は横浜市全区で実施中です。
他区在住の方もこちらからアクセスしてください。

意見募集期間

2025
6.11 (水) 10:00
▶▶▶
7.10 (木) 23:59

お問合せ

▶ 区役所での意見募集について

横浜市 市民局区連絡調整課

Tel : 045-671-2088

Fax : 045-664-5295

▶ 意見募集プラットフォームについて

横浜市 市民局広聴相談課

Tel : 045-671-2335

Fax : 045-212-0911



「Surfvote(サーフボート)」について

Surfvote

Surfvote では、さまざまな政策や課題(イシュー)について知り、自分の考えや立場に基づき意見・アイデアを投稿し、他の人の意見を傾聴し評価することもできます。

■ 意見投稿の画面イメージ ※ 区に関するご意見は、「市民からの提案」などでも、引き続きお寄せいただけます。

① 表面の二次元コードの読み取り、または検索ワード「横浜市 デジタルプラットフォーム」で横浜市ウェブページにアクセス後、「各区イシューページ」からお住まいの区名をクリックする。

各区イシューページ

- 青葉区 (外部サイト)
- 旭区 (外部サイト)
- 泉区 (外部サイト)

② ユーザーの新規登録を行い、ログインをする。

新規登録 | ログイン

③ ログイン後、お住まいの区のイシューページで「〇〇区に関するご意見・アイデア」をクリックし、追加項目（氏名 / 住所 / 電話番号 / メールアドレス / 年齢）の登録を行う。

※ 追加項目で登録された内容は公表されません。

氏名 (事前にご登録いただいた名前 (ニックネーム) が公開されません。)
氏名を入力してください

住所1 (横浜市〇〇区)
お住まいの区を選択してください

住所2
それ以降を入力してください

電話番号
ハイフン抜きで電話番号を入力してください

メールアドレス
メールアドレスを入力してください

※本人確認メールが入カメールアドレスに送信されます。

年齢
年齢を入力してください

規約
 プライバシーポリシーと利用規約に同意する

送信する

④ ③で登録したメールアドレスに送付された本人確認メールを開き、認証 URL をクリックし、本人確認を完了する。

投票所

鶴見区に関するご意見・アイデア

オピニオンを見る

投票状況を確認

Surfvote 本人認証のご確認

Surfvote 14:55

To 自分

このメールは、Surfvoteより自動的に送信されています。

この度は、Surfvoteをご利用いただき、誠にありがとうございます。

認証URL
http://dev.surfvote.com/issues/email/verify/2090c0914da75021252e967eb081bfaa7a7b80d8d2b8ceb1fc1cceb5624c8dd?cms_id=ynje8qy4v8yb&expires=1745564100&signature=fd8697c7a4b4c795371a494ffa2a24696fe1fc54801aa3757b37bfb2888045b8

※認証URLは発行後1時間経過すると使用できなくなります。

本人確認メールに関するログインについて、問題が発生した場合は下記URLからご連絡ください。
<https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLS82...>

⑤ 意見投稿画面で意見を入力し、投稿する。

【青葉区にお住まいの皆様へ】青葉区に関するご意見・アイデアをお寄せください

横浜 太郎

青葉区に関するご意見・アイデア

青葉区に関するご意見・アイデアをお寄せください。

こちらに入力

オピニオン入力をスキップ

他のユーザーの回答

回答

<イシューページに遷移>

本人確認が完了しました。

お手数ですが再度ご希望の回答項目を選んで、投票をお願いします。

閉じる

市地防第71号
令和7年5月12日

横浜市町内会連合会
会長 馬場 勝己 様

市民局長 渋谷 昭子

「横浜市犯罪のない安全安心なまちづくり政策検討アドバイザーボード」
委員の推薦について（依頼）

立夏の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、横浜市政の推進に御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成17年11月に策定した「よこはま安全・安心プラン」の改定をはじめとした防犯に関する事項について有識者に助言を求めるため、「横浜市犯罪のない安全安心なまちづくり政策検討アドバイザーボード」（懇談会）（以下、「アドバイザーボード」という。）を設置することとしました。

つきましては、アドバイザーボードの委員に貴団体から御推薦を賜りたく、お願い申し上げます。

1 任期

令和7年6月（依頼手続き完了日）から令和9年3月31日まで

※任期の途中であっても、アドバイザーボードの設置目的が達成された場合は、任期終了となります。

2 謝金

日額 12,000円（予定）

※懇談会とは別に、本市が委員に対し個別に助言を求めた際は、別途謝金を支給させていただきます。

3 推薦期限

令和7年5月30日（金）までに、別添の「委員推薦書」を御記入の上、提出していただきますようお願い申し上げます。

裏面あり

4 添付書類

横浜市犯罪のない安全安心なまちづくり政策検討アドバイザーリーボード推薦書

5 その他

御不明な点がありましたら、下記担当まで御連絡ください。

担当：横浜市市民局地域防犯支援課

丹羽、川口、片渕

電話：045-671-3705

FAX：045-664-0734

mail：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

令和 年 月 日

横浜市犯罪のない安全安心なまちづくり政策検討アドバイザーボード

委員推薦書

市民局長

団体名

代表者

横浜市犯罪のない安全安心なまちづくり政策検討アドバイザーボードの委員について、下記のとおり推薦します。

ふりがな	
氏名	

事務担当者

所 属 _____

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

メー ル _____

鋼管ポール防犯灯の全数点検について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和7年度に市所管の鋼管ポール防犯灯約2万灯の全数点検調査を行います。

併せて、市所管の電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検を行います。

点検に際して、作業者が私有地へ立ち入ることもあるため、着用する腕章のデザイン等、作業者特徴の周知を行います。

また、点検調査により既設ポールに著しく劣化が見られた場合、安全を考慮し撤去を行うこと及び撤去後の対応についても周知を行います。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 鋼管ポール防犯灯全数点検調査について

添付資料をご参照ください。

横浜市市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3709 FAX：045-671-0734

E-mail：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

〔鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること：石橋、伊藤〕
〔地域の防犯力向上緊急補助金に関すること：小野寺、早野〕

鋼管ポール防犯灯の全数点検について

【お知らせ】

市連会 5月定例会説明資料
令和7年5月12日
市民局 地域防犯支援課

(1) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御協力について

横浜市で維持管理している、市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。

- ・点検スケジュール：令和7年6月～令和8年1月
- ・点検業者：株式会社カワデン

横浜市 鋼管ポール調査

発行：横浜市 市民局 地域防犯支援課

- ※ 点検の際、作業員は横浜市の腕章（青）を着用し、証明書を持参します。
- ※ 点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。
- ※ 点検結果は別途お知らせします。

穴があいていたら即時撤去し、お知らせします。

① 近くに、灯具を設置できる電柱があれば、移設出来ます。

⇒ 移設に関する書類の提出をお願いします。

② 鋼管ポールの建替え等については、別途協議^(*)させていただきます。

* 現在、鋼管ポールを建替える場合は、基礎を大きく（直径50cm 地中深1m）する必要があるため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に建替えできない場合もあります。

見守り活動により、劣化したポールを発見した場合は、情報提供をお願いします。



(2) 電線の安全確保について

併せて、市で管理する電線（鋼管ポール同士をつなぐ電線）についても点検します。

- ① 電線に樹木が接触している場合や、草木が絡みついている場合は電線を一時撤去し、お知らせ致します。
- ② 土地所有者や自治会町内会により、樹木や草木の剪定をしていただきましたら、電線を復旧致しますので区の地域振興課までご連絡下さい。



裏面に、「緊急補助金」を活用した地域による灯りの確保について、記載しています。

(3) 地域の防犯力向上緊急補助金を活用した灯り(センサーライト)の設置方法

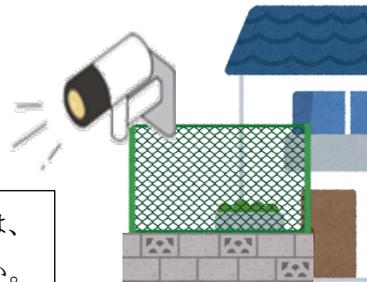
① 設置場所の検討・決定

自治会町内会でどこに設置するかを話し合い、決定します。

設置例: 民家のフェンスやベランダにセンサーライトを設置し、公道を照らす。

注意: 灯具を設置する際には、特に付近にお住まいの方へ、事前に説明し、了承してもらうことが大切です。

取組の参考となる防犯関連サイトは、左下のQRコードからご覧ください。



② 設置許可の取得

設置する場所の土地所有者へ設置許可(占有許可)を取ります。

例: 公道の場合は区土木事務所、私有地の場合は土地所有者等



③ 商品の購入・工事委託

商品を購入(または工事委託)し、自治会町内会宛の領収書をもらいます。



④ 申請書類の提出

受付センターに申請書、領収書を提出します。(10/31 期限)



⑤ 決定通知の受領・請求書の提出

申請書類を提出したら、決定通知と共に請求書が自治会町内会へ届きます。

請求書を受付センターに提出します。(12/26 期限)



⑥ 補助金の振り込み

請求書に記載の口座に補助金が振り込まれます。

※センサーライト設置後にかかる維持管理費(電気代など)については、地域活動推進費補助金の対象となります。

お問合せ:防犯緊急補助金受付センター(市委託事業者) ☎ 045-550-5125

【参考】 [検索](#) [地域の防犯力向上緊急補助金](#) ※ 申請様式や防犯関連サイトを掲載しています。



<担当>

横浜市市民局地域防犯支援課

電話:045-671-3709 FAX:045-671-0734

E-mail:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

〔 鋼管ポール防犯灯全数点検調査に関すること:石橋、伊藤
地域の防犯力向上緊急補助金に関すること :小野寺、早野 〕

自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について【情報提供】

1 趣旨

4月1日から申請受付を開始した「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」の案内チラシが完成しましたので、配付します。引き続き、補助金の活用について御検討ください。

2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。

3 チラシについて

別添のとおり

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和7年4月1日（火）～9月30日（火）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED照明器具 ※1	2/3	60万円
省エネエアコン	2/3	130万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2/3	200万円 ※2

予算上限に達し次第、
受付を終了します。
申請はお早めをお願いします。

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」を御覧ください。
また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市WEBページ)

補助対象などに関するお問合せ・申請窓口・訪問アドバイザー事前予約

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課

担当 佐藤、高橋、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734



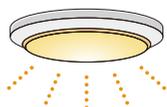
横浜市は 2030 年度までの
温室効果ガス排出量 50%
削減を目指しています

自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象
製品

LED照明器具



補助上限額

60万円

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの
交換も対象
(トップランナー基準達成製品)

対象
製品

エアコン



補助上限額

130万円

省エネ性能

★★★☆☆2.4

家庭用

統一省エネラベル省エネ性能
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象
製品

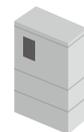
断熱窓など



断熱窓



太陽光
発電設備



蓄電池

補助上限額

合算で **200万円**

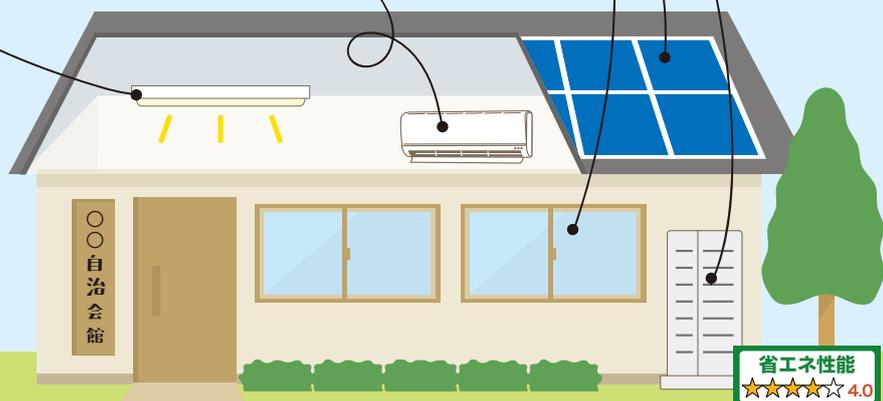
いずれかの実施でも申請ができます。

※断熱窓：会館の状況により、補助基準に合う
製品が見当たらない場合はお問合せください。

対象製品の要件、申請手続き等
の詳細は「**募集案内**」をご確認
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。
星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能
★★★★☆4.0

対象団体

会館を所有している※ **自治会町内会** (地区連合町内会を含む)

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点と
している町内会等も補助対象となる場合があります。
詳しくは募集案内をご確認ください。

申請期限

令和 **7年9月30日** 火 まで

※予算上限に達し次第、申請受付を終了します。

令和7年12月までの整備が対象

導入効果

LED 照明器具

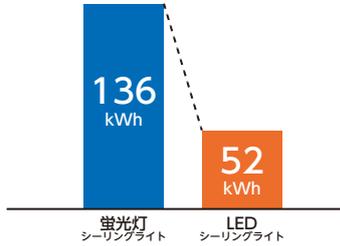
年間 CO₂排出量 1台あたり

約 **38kg 削減!**

年間電気代

約 **2,600円 おトク!**

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

エアコン

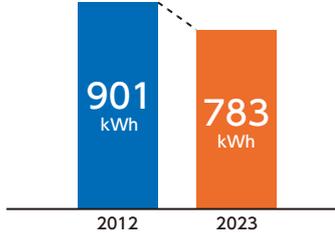
年間 CO₂排出量 1台あたり

約 **53kg 削減!**

年間電気代

約 **3,700円 おトク!**

年間消費電力量 (kWh/年)



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）
※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

断熱窓

冷暖房費削減効果
(施工前との比較)

年間 CO₂排出量

約 **340kg 削減!**

年間電気代

約 **23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる
※断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出
※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出
※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

手続きの流れ

意思決定・書類準備

補助申請

申請方法:

Eメール・郵送・委託先の横浜市住宅供給公社の窓口への持参（予約制）

申請期限:

令和7年9月30日（火）

なお、見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者である必要があります。「募集案内」を必ずご確認ください。

交付決定

契約・着手

施工業者へ支払

完了報告

令和7年12月26日（金）まで

交付額確定

補助金の請求

補助金の振込

設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

申請書提出・問合せ・訪問アドバイザー事前予約

事務委託先 **横浜市住宅供給公社 街づくり事業課**

電話

045-451-7740

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール

yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

受付時間

平日 9:00 ~ 17:00

アドバイザー派遣のご相談

建築士が会館を訪問し、設備導入の際の工事内容、付帯工事の有無、注意点に関するアドバイスを実施（1時間程度）。
相談・訪問にかかる料金は無料です。

- ※ 訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能。ただし、アドバイザー派遣まで、2週間ほどお時間をいただきます。
- ※ 事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。
- ※ アドバイザーは、特定の事業者を紹介することはできません。

自治会町内会長 様

「自治会町内会アンケート」へのご協力に関する再度のお願い

日頃から、市政へのご協力を賜り、ありがとうございます。

3月の市連会・区連会を通じて標記アンケートへのご協力をお願いしたところですが、回答率が伸び悩んでおります。(5月7日現在:電子申請 890件、郵送等 825件、合計 1,715件 回答率 60.7%) (前回(令和2年度)最終回答率:90.5%)

回答期限につきまして、6月6日(金)まで延長いたしましたので、まだご回答いただいていない自治会町内会長の皆様におかれましては、何卒ご回答にご協力くださいますようお願い申し上げます。(既にご回答済みの場合は、ご対応不要です。)

1 回答期限

令和7年6月6日(金) 【期限を延長しました】

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの回答が済んでいない場合は、回答をお願いします。

3 回答方法

(1) または (2) の手順で、電子申請・届出システムから回答するのが、簡単でおすすめです。

(1) スマートフォン等の場合

右の二次元バーコードを読み取り、回答してください。



↑アンケートの
二次元コード

(2) パソコンの場合

「横浜市電子申請・届出システム」トップページの

【申請できる手続き一覧】の「個人向け手続き」をクリック。

キーワード検索で「市民局 自治会 アンケート」で検索、

当該アンケートを選択して回答してください。

【参考 URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

※横浜市電子申請・届出システム

検索サイトで「横浜市 電子申請」と検索するとアクセスできます。

(3) 郵送の場合

3月の各区配送便でお送りした調査票にご記入の上、同封した返信用封筒で返送してください。

担当 市民局地域活動推進課
電話 045-671-2317
FAX 045-664-0734
Eメール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

横浜市町内会連合会規約

制 定 昭和36年6月20日

最近改正 令和4年6月10日

(名 称)

第1条 本会は、横浜市町内会連合会という。

(目 的)

第2条 横浜市町内会連合会（以下「会」という。）は、市内各区連合町内会相互の連携を密にし、地域社会の振興・発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市との情報並びに意見調整。
- (2) 市内各区連合町内会との連絡調整及び情報交換。
- (3) 生活環境に関連する諸問題の実現化促進。
- (4) 地域振興に関連する諸問題の調査検討。
- (5) その他必要な事項。

(構 成)

第4条 会は、各区連合町内会（これに相当する組織を含む）の長をもって構成する。

(役 員)

第5条 会に、次の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	2 人
幹 事	若干人
会 計	1 人
会計監査	1 人

- 2 役員は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長の任期は1年とし、1回に限り再任することができる。
- 4 会長を除く役員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
- 6 前項の規定は、第3項の会長の任期にこれを算入しない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、会の業務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 幹事は、副会長を補佐する。
- 4 会計は、会の会計を担当する。
- 5 会計監査は、会の会計を監査する。

(幹事会)

第7条 会の円滑な運営を図るために、会長、副会長、幹事により開催し、定例会の議題の事前確認、その他、必要事項に関する協議を行う。

(推薦委員会)

第8条 役員の選任にあたっては、推薦委員会を設置する。

2 推薦委員会は、第5条第1項に定める役員の推薦結果を会に提案する。

3 推薦委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、第5条第1項に定める役員のうち幹事から1人、役員を除く構成員から4人以内を選任する。

(顧問)

第9条 会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会に大きな功労のあった者のうちから、会長が委嘱する。

(会議)

第10条 会議は、必要の都度会長が招集し、その議長となる。

(決議)

第11条 会の決議を要する事項は、構成員の過半数の賛成を要する。

(部会)

第12条 会には、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の構成は、構成員のうちから会議で選出した者をもって充てる。

(経費)

第13条 会の経費は、横浜市及び神奈川県補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第15条 会に、事務局を設け、市民局地域支援部地域活動推進課内に置く。

(会議への委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、会の運営その他必要な事項については、会議で定める。

(規約の改正)

第17条 この規約を改正するときは、構成員の過半数の議決を要する。

附 則

この規約は、昭和36年6月20日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年11月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和51年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年7月12日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年6月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成5年6月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成9年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年5月11日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月10日から施行する。

令和7年度 各審議会・協議会等就任委員について

市連会役員改選に伴う、新規の各審議会・協議会等就任委員です。

(敬称略)

審議会・協議会等名称	役職名	就任者名	旧就任者氏名
共同募金会横浜市支会	副支会長	吉井 肇 (南区)	馬場 勝己 (泉区)
横浜市交通安全対策協議会 (交通安全部会含む)	委員	吉井 肇 (南区)	馬場 勝己 (泉区)
神奈川県交通安全対策協議会 (交通安全部会・高齢者対策部会含む)	委員	吉井 肇 (南区)	馬場 勝己 (泉区)
横浜マラソン組織委員会	委員	吉井 肇 (南区)	馬場 勝己 (泉区)
第9回アフリカ開発会議横浜開催推進協議会	委員	吉井 肇 (南区)	馬場 勝己 (泉区)
横浜市犯罪のない安全安心なまちづくり政策検討アドバイザーボード (懇談会) 【新規】	委員	吉井 肇 (南区)	—
横浜市明るい選挙推進協議会	委員	松澤 秀夫 (中区)	吉井 肇 (南区)
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会	理事	松澤 秀夫 (中区)	吉井 肇 (南区)
横浜市国民保護協議会	委員	松澤 秀夫 (中区)	松澤 秀夫 (中区)
横浜市防災会議	委員	松澤 秀夫 (中区)	松澤 秀夫 (中区)
社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会	評議員	細田 利明 (栄区)	松澤 秀夫 (中区)
学校規模適正化等検討委員会	委員	細田 利明 (栄区)	細田 利明 (栄区)
公益財団法人 横浜市緑の協会	理事	細田 利明 (栄区)	細田 利明 (栄区)
横浜市民生委員推薦会	委員	菊池 賢児 (戸塚区)	菊池 賢児 (戸塚区)
横浜みどりアップ計画市民推進会議	委員	菊池 賢児 (戸塚区)	菊池 賢児 (戸塚区)
よこはまふれあい助成金運営委員会	委員	林 重克 (旭区)	関 治美 (港北区)
横浜市都市計画審議会	委員	古屋 文雄 (港南区)	古屋 文雄 (港南区)
横浜市シルバー人材センター 評議員会	評議員	古屋 文雄 (港南区)	古屋 文雄 (港南区)
横浜市介護保険運営協議会	委員	吉野 富雄 (都筑区)	吉野 富雄 (都筑区)
横浜市環境創造審議会	委員	吉野 富雄 (都筑区)	吉野 富雄 (都筑区)

審議会・協議会等名称	役職名	就任者名	旧就任者氏名
横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会	委員	林 重克 (旭区)	林 重克 (旭区)
横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生防止に関する審議会	委員	平野 周二 (西区)	細田 利明 (栄区)
横浜市屋外広告物審議会	委員	平野 周二 (西区)	平野 周二 (西区)
公益財団法人 横浜市資源循環公社理事会	理事	宮野 昌夫 (鶴見区)	宮野 昌夫 (鶴見区)
公益財団法人 横浜市建築保全公社評議員会	評議員	須田 幸雄 (磯子区)	須田 幸雄 (磯子区)
自転車等施策検討協議会	委員	久保田 実 (青葉区)	久保田 実 (青葉区)
横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会	委員	岐部 文明 (神奈川区)	岐部 文明 (神奈川区)
横浜市特別職職員議員報酬等審議会	委員	高岩 敏和 (瀬谷区)	高岩 敏和 (瀬谷区)
横浜環境活動賞審査委員会	委員	金子 久夫 (保土ヶ谷区)	金子 久夫 (保土ヶ谷区)
横浜市広報企画審議会	委員	岩崎 建一郎 (金沢区)	増田 一行 (金沢区)
公益財団法人 横浜市総合保健医療財団	評議員	青 博孝 (港北区)	関 治美 (港北区)
ガーデンネックレス横浜実行委員会	委員	(泉区)	吉井 肇 (南区)
横浜市社会福祉審議会		(緑区)	木村 赳 (緑区)